

歯科診療ガイドラインの現状と展望

豊島 義博

(第一生命 健康増進室)

診療ガイドラインという言葉が氾濫している。日歯広報3月15日号には「現在、次期診療報酬改定への対応として、日本歯科医学会でガイドライン改定作業を進めている。」と報じられている。歯科診療の標準化を示し、国民に理解しやすい診療報酬体系を作ろうというのが目標であろう。しかし、現実そのような作業が可能なのか、また現在勧められている学会ベースの診療ガイドラインは、その目標に合致したものか考えてみたい。

診療ガイドラインは1990年代に入って、欧米で盛んに作成されるようになった。インターネットの幕開けにより、文献データベースが構築され、ON LINE 検索が可能になったことが最大の誘因であろう。EBMの提唱と普及に併せ、各国で診療ガイドラインが作成され始めた。日本でも科研費研究で、診療ガイドライン作成のためのガイドラインがまとめられ、医科の各学会では厚生科学研究費の補助を受け診療ガイドラインの作成が始まった。その成果は日本医療機能評価機構のガイドラインデータベース（通称 Minds：<http://minds.jcqh.or.jp/to/index.aspx>）に掲載されている。診療ガイドラインの作成は、国によって意味が異なる。米国では、公的機関よりも保険会社の依頼を受けた民間団体などが作成にかかわる事が多く、HMOなどの民間医療保険の支払い制限に利用されたため、評判は必ずしも良くない。米国医療に詳しい李 啓充氏は、日本の診療ガイドラインも含めて痛切に批判している^{1) 2)}。支払い制限に使われるガイドラインでは医療の質は悪化する。他方、英国ではガイドライン作成に多く

の予算を投入し、国営機関で作成されている^{3) 4)}。英国でも医療費の問題抜きに医療の標準化が検討されているわけではないが、米国ほどの市場原理にふりまわされておらず、患者利益を図るために様々な工夫が見られる。日本の診療ガイドライン作成手順も英国のものを手本としている⁵⁾。しかし、英国の診療ガイドラインの予算は1本につき2-3億円であり、日本の医科診療ガイドライン（科研費で2-3000万円）、歯科ガイドライン（学会予算で数十万円）という予算規模に大きな隔りがある。一言で言えば、日本の歯科ガイドラインは流木を集めてマンションを建築しようというところであろう。予算だけでなく、人員（英国では専従の職員が作業をする。日本では、学者の片手間作業。）や協力体制にも大きな隔りがある。

日英のガイドラインを英国（SIGN、NICE）日本（Minds）で比較をすると、

- ①作成：患者代表を含む多職種委員会（英国）、学会（日本）
- ②評価：作成委員とは別に評価委員会設置（英国）、なし（日本）
- ③使用試験：地域で実施（英国）、なし（日本）
- ④改編予定：明示（英国）、なし（日本）
- ⑤公開性：WEB PDF 無料（英国）、本 有 料（日本）
- ⑥作成資金：税（英国）、税（日本）
- ⑦即時評価：AGREEとリンク（英国）、公表なし（日本）

となっている。英国の診療ガイドラインは実用性

を重視し、患者代表を作成段階から入れ、できあがったガイドラインを利用者が妥当性評価のチェックをすることができる AGREE チェックシートとともに公開している。英国 NICE の定期歯科健診についてのガイドラインは、完成度の高いガイドラインの実例と言えよう (<http://www.nice.org.uk/page.aspx?o=225866>)。予算が乏しい日本では、作成は学会メンバーの手弁当であり、また作成されたものは有料出版される事が多く、一般への利用度は非常に低い。

歯科診療ガイドラインの進捗状況を整理するために、石井教授（東京歯科大学）を主任研究者として、「歯科領域における診療ガイドライン構築に関する総合的研究」が厚生労働省の科研費研究として行われている。本研究では、各学会に診療ガイドラインについてアンケート調査を行った。日本歯科医学会専門分科会のうち臨床系の15学会全てで診療ガイドラインの取り組みを行っているという回答を得た。1つが作成済み、製作中のものが12、企画段階が12であった。診療ガイドラインの作成手順を遵守しようという姿勢が強いものから、ほとんど手順を意識していないものまで様々であった⁶⁾。

顎関節学会は、患者の意見も取り入れ作成手順を遵守しようという姿勢が感じられるガイドラインを作成中であるが、作成委員に伺ったところ、文献、作成手順など明文化された形式知はあるが、「どうやって患者の意見を聞き取るか?」「臨床医の意見を反映させるにはどうするか?」などの具体的な方法（暗黙知）について、入手が困難であり難渋するところだそう。これは、科研費を多く使って 医科ガイドラインを作成し、集積した上記の Minds 関係者も指摘するところである。プロダクトのみを陳列し、プロセスの共有化は目指さなかった Minds の計画性の乏しさであろう。英国の診療ガイドラインでは歯科ガイドラインも医科と同列に扱われているが、日本では診療ガイドラインの作成を決定した1998年の医療評価技術検討推進会議自体、医科関係者のみで行われ歯科関係者は招請されていなかった。Mindsにおいても

科研費予算は全て医科疾患のみに配分されている。

診療ガイドラインは臨床医の発する Clinical Question と 患者が思う Patient Question に回答するものでなくてはならない⁵⁾。この Patient Question の集積そのものが難しいのである。なぜなら、Patient Question はエビデンスが無いところに集中するからである。エビデンスがあるもの、つまりは臨床試験が組みやすい部分は、限られている。多数の同程度の重症度の患者がいなければ、臨床試験は行えないから必然的に軽症段階や予防部分に集中する。一般的に重症化した場合には、エビデンスは乏しくなる。以前乳がんの患者団体の方から意見を伺ったことがあるが、「再発をしたときに、どうするか一番悩みます。しかし、お医者様はそれには答えてくれない」と打ち明けられた⁷⁾。再発、やターミナルの医療、歯科で言えば重症の歯周病などには、臨床試験を組むことは倫理的にも難しい。エビデンスはないけども、患者からは最も期待を受けるのはこの時間帯なのだ。エビデンスだけを重視したガイドラインでは、この矛盾を解決できない。Patient Question に対する回答は、質的研究など社会学的視点をもった研究からの情報が有用であろう。量的研究だけのエビデンスではなく、質的研究、社会調査などの資料を基に、臨床医、患者と専門家がコンセンサスペースドで PQ の回答を作っていくことが望ましい。実は、診療ガイドライン作成ではこの部分が一番ナイーブで難しい課題なのだと思う。

インターネット調査などでは、患者も診療ガイドラインを医師と共有して診療を受けることが有益だという意見が87%にもものぼった⁸⁾。現状では認知度が低い診療ガイドラインであるが、普及すれば国民の期待するところは大きなものとなるだろう。現状の歯科ガイドラインでは、その期待に答えることはかなり難しいと思われる。

文 献

- 1) 李 啓充：理念なき医療「改革」を憂える「EBM に基づいたガイドラインの滑稽」週間医学新聞、第

LETTER TO THE EDITOR

2476号, 2002年3月4日

http://www.igaku-shoin.co.jp/nwsppr/n2002dir/n2476dir/n2476_02.htm

2) 李 啓充: 「EBMに基づいたガイドラインの滑稽」
についての厚生労働省の反論に答えて, 週間医学新聞,
第2486号, 2002年5月20日

http://www.igaku-shoin.co.jp/nwsppr/n2002dir/n2486dir/n2486_05.htm

3) NICE (National Institute for Health and Clinical Excellence) : <http://www.nice.org.uk/>

4) SIGN (Scottish Intercollegiate Guidelines Network) :
<http://www.sign.ac.uk/>

5) 診療ガイドラインの作成の手順 ver. 4.3
<http://minds.jcqh.or.jp/st/svc115.aspx>

6) 石井拓男他: 歯科臨床系の専門学会を対象とした診療ガイドラインに関するアンケート調査、平成18年度厚生労働科学研究費補助金(医療安全・医療技術評価総合研究事業) 分担研究報告書

7) 南郷栄秀他: ザ・ワークショップ: 診療ガイドラインの「か・ら・く・り」報告-第2報・喘息ガイドラインの吟味とMindsの評価-

<http://www.asahi-net.or.jp/~yz1m-krok/others/karakuri2.pdf>

8) PLAMED受託調査「EBMと診療ガイドラインに関する調査(一般市民)」

<http://www.plamed.co.jp/activity/research/r050009/050009-simple.pdf>

【著者連絡先】

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

第一生命保険相互会社

総務部健康増進室

日比谷診療所 歯科

豊島義博

TEL : 03-5221-3381 FAX : 03-5221-3378

E-mail : RXP01527@nifty.ne.jp